※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るご注意」

改訂日:令和6年10月25日改訂

P2

(金融商品取引業者)関東財務局長(金商)第 2028 号加入協会 日本証券業協会

- 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
- 一般社団法人金融先物取引業協会
- 日本商品先物取引協会

P9

暗号資産関連店頭デリバティブ取引の仕組みについて 当社による『暗号資産関連店頭デリバティブ取引』 (以下、「暗号資産 CFD」といいます)は、金融商品 取引法その他の関係法令及び一般社団法人日本 暗号資産等取引業協会の規則を遵守して行いま す。また、お客様が暗号資産CFD を行うにあたっ ては、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引約款」 その他当社が提示する取引に関する規則等にご同 意いただき、暗号資産 CFD のリスクを十分に理解 し、お客様の判断と責任において暗号資産CFD を 行うものとします。

P26

当社の概要について

当商号等 株式会社マネーパートナーズ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2028 号

本店所在地 〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー 33 F

加入協会 日本証券業協会

- 一般社団法人 金融先物取引業協会
- 一般社団法人 日本暗号資産<mark>等</mark>取引業協会 日本商品先物取引協会

資本金 31 億円(2020 年 3 月 31 日現 在)

主な事業 金融商品取引業(店頭外国為替証 拠金取引、店頭暗号資産証拠金取引)

設立年月 2008 年 5 月

P2

(金融商品取引業者)関東財務局長(金商)第 2028 号加入協会 日本証券業協会

- 一般社団法人日本暗号資産取引業協会
- 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会

Р9

暗号資産関連店頭デリバティブ取引の仕組みについて 当社による『暗号資産関連店頭デリバティブ取引』 (以下、「暗号資産 CFD」といいます)は、金融商品 取引法その他の関係法令及び一般社団法人日本 暗号資産取引業協会の規則を遵守して行います。 また、お客様が暗号資産CFD を行うにあたって は、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引約款」そ の他当社が提示する取引に関する規則等にご同意 いただき、暗号資産 CFD のリスクを十分に理解 し、お客様の判断と責任において暗号資産CFD を 行うものとします。

P26

当社の概要について

当商号等 株式会社マネーパートナーズ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2028 号

本店所在地 〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー 33 F

加入協会 日本証券業協会

- 一般社団法人 金融先物取引業協会
- 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会 日本商品先物取引協会

資本金 31 億円(2020 年 3 月 31 日現 在)

主な事業 金融商品取引業(店頭外国為替証 拠金取引、店頭暗号資産証拠金取引)

設立年月 2008 年 5 月

連絡先 コールセンター (0120-860-894) にご 連絡ください。

暗号資産 CFD の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

P31

1. 情報取得者について

情報取得者とは、「顧客からの申告若しくは当社が 入手した情報により、暗号資産関係情報を保有す る者として特定された者」をいいます(一般社団法 人日本暗号資産等取引業協会「暗号資産関連デリ バティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体 制の整備に関する規則」第 2 条第 2 項)。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引ガイド改訂記録 令和 3 年 11 月 24 日 令和 4 年 9 月 17 日

令和 6 年 10 月 25 日

連絡先 コールセンター (0120-860-894) にご 連絡ください。

暗号資産 CFD の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

P31

1. 情報取得者について

情報取得者とは、「顧客からの申告若しくは当社が 入手した情報により、暗号資産関係情報を保有す る者として特定された者」をいいます(一般社団法 人日本暗号資産取引業協会「暗号資産関連デリバ ティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体制 の整備に関する規則」第 2 条第 2 項)。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引ガイド改訂記録 令和 3 年 11 月 24 日 令和 4 年 9 月 17 日

以上